

「生活のこと」「仕事のこと」など
お困りごとで悩んでいませんか

ひとりで悩まずご相談ください

会社のリス
トラにあって
仕事がなく
なり、先行き
が心配

ひきこもり
の子ども
がいる。将
来が心配

病気で働
けなくなり、
生活の目
途が立た
ない

収入が年
金だけで
あり、生活
が苦しい



相談員があなたに寄り添いながら
解決に向けてサポートしていきます

相談方法 : 来所、電話での相談のほか、窓口に来られない場合は相談員が訪問します。まずはご連絡ください。

対象者 : 三木市にお住まいで、経済的に困っている方
(生活保護を受けている方を除きます)

◆場 所 : 三木市役所 福祉課 生活支援係

◆電 話 : 0794-82-2000

◆受付時間 : 月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く)
午前8時30分から午後5時まで

平成27年4月、生活困窮者自立支援法が施行されました。仕事
や暮らしのことで経済的に困っているの方に対して、専門の相談支援員
が相談をお伺いし、一人ひとりの状況に寄り添いながら、自立に向
けた支援を行う事業を開始しました。

事業の概要

就労支援事業

ハローワーク等と連携した就労支援のほか、各個人の適性や希望にあった仕事探しを支援します。

就労準備支援事業

「離職してから時間が経過している」「ひきこもり状態にある」「仕事をする自信がない」などの理由により就労することが困難な方に対して、個々のプランを作成し、就労体験を通して就労に向けたサポートをします。

住居確保給付金の支給

離職や減収などにより住居を失った方や失うおそれのある方に、就労に向けた活動をする事等を条件に、一定期間において家賃相当額（上限有）を支給します。＊支給には条件があります。




一時生活支援事業

住居のない方で収入が一定水準以下の方に、一定期間において宿泊場所や衣食の供与などを行います。

家計改善支援

家計に課題を抱える方とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用し、家計の見える化を図り、必要に応じて、債務相談や貸付窓口の紹介などを行い、自ら家計を管理できるように支援します。

相談支援の流れ

- ① どんなことで困っているかお話を伺い、問題や悩みを確認し、一緒に整理します。
- ② 自立に向けた支援プランを一緒に作成します。
- ③ プランに沿った支援を行います。
- ④ 自立に向け継続的に支援を行います。